

## 上板町生活交通バス利用促進対策補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人口の減少及び自家用車の普及等による交通手段の多様化によって、路線バスの輸送人員が減少し、路線バス事業の維持が困難になっている現状に鑑み、利用者の拡大を図るため、町民の定期券購入に対し補助することにより、当該路線バスを維持し、町民の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、上板町に住所を有し、上板町における町税等(町税、介護保険料、水道料金、町の各種公共施設使用料等、町又は関係機関への納入を要するもの。)の滞納がない者とし、上板町内にある停留所において路線バスに乗降するため、正規のバス運賃を支払った者(以下「補助対象者」という。)に対して、町長が定めた予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

### (補助回数の制限)

第3条 前条の規定により補助金を受けることのできる回数は、当該年度内に最大12回までとする。

### (補助対象とするバス運賃)

第4条 補助対象となるバス運賃は、前条の正規のバス運賃のうち、1箇月以上の期間について路線バスに乗降することのできる定期券の購入に要したバス運賃(以下「定期バス運賃」という。)とする。

### (補助金及び補助期間)

第5条 補助する金額は、定期バス運賃の2分の1の金額とする。また、100円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額とする。

- 2 補助の期間は、申請をした当該年度内までとし、年度をまたぐ有効な定期券については、申請をした当該年度分の補助金のみを交付することとし、適用期間を日割りで算出する。
- 3 路線再編により上板町内に停留しなくなった路線バスの定期バス運賃については、再編前の適用期間までの補助金のみを交付するものとする。

### (交付又は変更の申請)

第6条 補助金の交付又は変更を受けようとする者は、購入した日の属する年度内に上板町生活交通バス定期券購入費補助金交付(変更)申請書(様式第1号。以下「補助金交付(変更)申請書」という。)を町長に提出しなければならない。この場合において、補助対象者は定期券と領収書の写しを添付しなければならない。また、変更を受けようとする補助対象者は変更前の申請書と通知書の写しを添付しなければならない。

(交付又は変更の決定等)

第7条 町長は、補助対象者から補助金交付(変更)申請書等が提出された場合、これを審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、上板町生活交通バス定期券購入費補助金交付(変更)決定兼確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、上板町生活交通バス定期券購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により前条の規定による申請をした補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに上板町生活交通バス定期券購入費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(事情変更による交付の決定の取り消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を決定し、及び確定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定、及び確定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定、及び確定の内容を変更することができる。

2 町長が前項の規定により補助金の交付の決定、及び確定を取り消すことができる場合は、補助金の交付の決定、及び確定後生じた事情の変更により補助金の全部若しくは一部を使用する必要がなくなった場合(補助対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)に限るものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取り消し又は変更をした場合について準用する。

4 町長は、第1項の規定による取り消し又は変更をした場合において、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、上板町生活交通バス定期券購入費補助金返還命令通知書(様式第5号。以下「補助金返還命令通知書」という。)により、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補助金の取り消し等)

第10条 町長は、交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付された補助金があるときは補助金返還命令通知書により、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 1 虚偽の申請があったとき。
- 2 補助金交付の条件に違反したとき。
- 3 その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助対象者は、前条の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたと

きは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 14.5 パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられたときは、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。
- 3 町長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。